

○財務省告示第二百二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年七月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

四 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

五 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

六 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

七 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

八 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

九 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十一 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十二 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十三 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十四 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十五 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十六 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十七 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十八 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十九 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十一 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十二 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十三 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十四 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十五 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十六 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十七 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十八 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

二十九 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

三十 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

三十一 法律の根拠 十四号）第四条第一項及び財政

十四	十三	十一	九	八
初期 利率	の経利入 払過札格 込利率行 み子率争	争非者特 争入価・別 札格第参 競II加場 争非者特	振額最 替額行 単位	振額最 替額行 単位
平成二十九年十二月二十日 算式により算出	$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{28}{365}}$ 募入○・六パーセント 払込金決定の通知を受けた者は、 定期算出された金額を第二号に規 定する。	額面金額百円につき九十九円八 角 十銭以上のそれぞれ九十九円八 角	平成二十九年七月十八日 する。	五万円
			の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと	振替法の規定による振替口座簿

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の二期子以

平成二十九年七月十八日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成四十九年六月二十日 利率をその日以前六月間に属す いて、その日以前六月間に属す 日を支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十 日を支払期とし、各支払期にお

した金額を支払う。ただし、支 払期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十六号において 規定する期日について同じ。）。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$